

平成30年度版鳥取県職員名簿発行要領

- 1 概要
この要領は、平成30年度版鳥取県職員名簿の発行について定めるものである。
- 2 内容
平成30年度版鳥取県職員名簿の発行
- 3 発行者
平成30年度版鳥取県職員名簿発行選定委員会において選定された事業者
- 4 発行資格
鳥取県内に本社又は支社等を有し、かつ、印刷設備を有する業者
- 5 発行期日
契約締結日から40日後（平成30年6月上旬にデータを提供予定）
ただし、鳥取県の人事異動の状況により発行期限を延長する場合にあっては、この限りでない。
- 6 発行物の仕様
 - (1) 名称 平成30年度版鳥取県職員名簿
 - (2) 発行部数 指定なし
 - (3) 規格品質等 別添1「平成30年度版鳥取県職員名簿仕様書」のとおり
 - (4) 販売単価 1,000円以下（税込み、送料別）
 - (5) 掲載項目 別添2「平成30年度版鳥取県職員名簿掲載項目及び入稿形態一覧表」のとおり
- 7 発行に係る条件
 - (1) 販売方法 注文販売のみとし、書店等（県庁売店及び県との協議により認めた場合を除く。）での販売は不可とする。
 - (2) 宣伝広告 販売に際しての不特定多数の者に対する宣伝広告は不可とする。ただし、県の機関及び関係団体等（平成30年度版鳥取県職員名簿掲載団体）及び県が妥当と認めた場合については予約注文については周知することができるものとする。
 - (3) 県の関与 発行の取扱い及び広告料収入の納入方法については、県と選定事業者との間で契約を締結する。
県は職員名簿情報の提供を行う。
県は、注文の取りまとめ、あっせん、引渡し、代金の受領等を行わない。
県は初稿及び最終稿において製本イメージ等を確認する。
県は契約に基づく広告料収入について、選定事業者から収入を行う。
 - (4) 広告掲載 職員名簿発行に当たり、職員名簿冊子に広告の掲載を許可する。ただし、掲載の場合には、契約書に掲げる金額を県に納入すること。なお広告内容については、別添3「鳥取県広告事業実施要綱」の規制業種等に反するものではないものであること。
 - (5) その他 発行に際しては、県の検査を受けること。
広告収入の県への納付方法は両者による協議の上、契約により定める。